

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	122,660	120,460
売掛金	55,873	62,313
開発等未収収益	24,241	30,779
有価証券	6,278	1,111
商品	399	595
仕掛品	—	3
前払費用	3,112	3,510
繰延税金資産	8,066	10,175
その他	1,138	1,127
貸倒引当金	△78	△91
流動資産合計	221,692	229,987
固定資産		
有形固定資産		
建物	33,400	35,051
信託建物	—	8,309
構築物	489	455
機械及び装置	5,439	4,293
工具、器具及び備品	7,098	7,439
土地	5,382	7,059
リース資産	1	0
建設仮勘定	3,306	—
有形固定資産合計	55,118	62,609
無形固定資産		
ソフトウェア	41,107	44,839
ソフトウェア仮勘定	15,690	10,442
その他	553	539
無形固定資産合計	57,351	55,820
投資その他の資産		
投資有価証券	100,286	85,873
関係会社株式	71,517	90,106
長期貸付金	1,000	750
従業員に対する長期貸付金	8	2
リース投資資産	328	411
差入保証金	13,833	12,585
前払年金費用	38,825	48,947
その他	4,943	4,918
貸倒引当金	△105	△103
投資その他の資産合計	230,638	243,490
固定資産合計	343,107	361,920
資産合計	564,800	591,907

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,541	22,381
1年内償還予定の社債	—	15,000
1年内返済予定の長期借入金	3,702	22,880
リース債務	169	175
未払金	9,958	10,565
未払費用	6,255	8,228
未払法人税等	5,710	18,636
前受金	9,418	10,157
関係会社預り金	23,638	27,160
賞与引当金	14,900	17,100
受注損失引当金	1,443	17
資産除去債務	29	58
その他	4,270	6,668
流動負債合計	100,038	159,029
固定負債		
社債	25,000	34,082
長期借入金	23,124	—
リース債務	161	237
繰延税金負債	12,129	11,569
退職給付引当金	1,568	2,068
資産除去債務	540	627
その他	827	888
固定負債合計	63,351	49,474
負債合計	163,390	208,504
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,600	18,600
資本剰余金		
資本準備金	14,800	14,800
資本剰余金合計	14,800	14,800
利益剰余金		
利益準備金	570	570
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	833	833
特別償却準備金	147	107
繰越利益剰余金	367,182	357,499
利益剰余金合計	368,733	359,012
自己株式	△37,316	△41,218
株主資本合計	364,817	351,193
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	35,443	30,954
繰延ヘッジ損益	△10	△3
評価・換算差額等合計	35,433	30,951
新株予約権	1,159	1,258
純資産合計	401,409	383,403
負債純資産合計	564,800	591,907

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
売上高	353,345	370,048
売上原価	232,033	243,592
売上総利益	121,311	126,455
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	15	10
役員報酬	725	691
給料及び手当	20,618	21,154
賞与引当金繰入額	5,284	6,074
退職給付費用	2,278	2,004
福利厚生費	4,208	4,289
教育研修費	1,493	1,427
不動産賃借料	4,184	4,758
事務委託費	17,755	16,669
事務用品費	2,943	4,468
減価償却費	616	932
その他	7,560	8,371
販売費及び一般管理費合計	67,685	70,853
営業利益	53,625	55,602
営業外収益		
受取利息	180	61
受取配当金	1,693	3,305
投資事業組合運用益	—	57
関係会社資産譲渡益	345	0
その他	94	88
営業外収益合計	2,314	3,512
営業外費用		
支払利息	110	110
投資事業組合運用損	28	14
社債発行費	50	137
自己株式取得費用	19	307
為替差損	25	48
その他	1	1
営業外費用合計	235	620
経常利益	55,704	58,494
特別利益		
投資有価証券売却益	13,050	22,078
新株予約権戻入益	15	16
特別利益合計	13,065	22,095
特別損失		
固定資産売却損	8,567	—
投資有価証券評価損	—	21
オフィス再編費用	—	5,532
特別損失合計	8,567	5,553
税引前当期純利益	60,202	75,036
法人税、住民税及び事業税	12,194	23,442
法人税等調整額	5,145	△687
法人税等合計	17,339	22,754
当期純利益	42,862	52,282

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	18,600	14,800	13,166	27,966	570	833	187	347,082	348,674
当期変動額									
特別償却準備金の 取崩							△39	39	—
剰余金の配当								△18,273	△18,273
当期純利益								42,862	42,862
自己株式の取得									
自己株式の処分			304	304					
自己株式の消却			△18,000	△18,000					
利益剰余金から資本 剰余金への振替			4,529	4,529				△4,529	△4,529
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	△13,166	△13,166	—	—	△39	20,099	20,059
当期末残高	18,600	14,800	—	14,800	570	833	147	367,182	368,733

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△48,396	346,844	37,587	△19	37,568	987	385,400
当期変動額							
特別償却準備金の 取崩		—					—
剰余金の配当		△18,273					△18,273
当期純利益		42,862					42,862
自己株式の取得	△10,819	△10,819					△10,819
自己株式の処分	3,899	4,203					4,203
自己株式の消却	18,000	—					—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		—					—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△2,144	8	△2,135	171	△1,963
当期変動額合計	11,079	17,973	△2,144	8	△2,135	171	16,009
当期末残高	△37,316	364,817	35,443	△10	35,433	1,159	401,409

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	18,600	14,800	—	14,800	570	833	147	367,182	368,733
当期変動額									
特別償却準備金の 取崩							△39	39	—
剰余金の配当								△20,817	△20,817
当期純利益								52,282	52,282
自己株式の取得									
自己株式の処分			88	88					
自己株式の消却			△41,275	△41,275					
利益剰余金から資本 剰余金への振替			41,186	41,186				△41,186	△41,186
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△39	△9,682	△9,721
当期末残高	18,600	14,800	—	14,800	570	833	107	357,499	359,012

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△37,316	364,817	35,443	△10	35,433	1,159	401,409
当期変動額							
特別償却準備金の 取崩		—					—
剰余金の配当		△20,817					△20,817
当期純利益		52,282					52,282
自己株式の取得	△50,009	△50,009					△50,009
自己株式の処分	4,832	4,920					4,920
自己株式の消却	41,275	—					—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		—					—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△4,488	6	△4,482	98	△4,383
当期変動額合計	△3,901	△13,623	△4,488	6	△4,482	98	△18,006
当期末残高	△41,218	351,193	30,954	△3	30,951	1,258	383,403

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物(信託建物を含む。)及び構築物 5～50年

機械及び装置 5年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

販売目的ソフトウェアについては、残存有効期間(原則3年)に基づく均等配分額を下限とした、見込販売数量若しくは見込販売収益に基づく償却方法を採用しています。

顧客へのサービス提供目的の自社利用ソフトウェアについては、利用可能期間(最長5年)に基づく定額法を採用しています。

その他の無形固定資産については、定額法を採用しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しています。また、無形リース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額を計上しています。

(3) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、期末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア及びコンサルティングプロジェクトに係る売上高及び売上原価の認識基準

原則として工事進行基準を適用しています。この場合の進捗度の見積りは、原価比例法を用いています。

なお、期末時点で未完成のプロジェクトに係る工事進行基準の適用に伴う売上高に対応する債権を、貸借対照表上「開発等未収収益」として計上しています。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(3) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっており、控除対象外の消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しています。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

当社は、従業員(連結子会社の従業員を含む。以下この項において同じ。)に対する中長期的な当社企業価値向上へのインセンティブ付与及び福利厚生を拡充等により当社の恒常的な発展を促すことを目的として、信託型従業員持株インセンティブ・プランを導入しています。

同プランは、NR I グループ社員持株会に加入する全ての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランであり、同プランを実施するため当社は平成28年3月にNR I グループ社員持株会専用信託(以下この項において「持株会信託」という。)を設定しました。持株会信託は、信託の設定後3年間にわたりNR I グループ社員持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、あらかじめ一括して取得し、NR I グループ社員持株会の株式取得に際して当該株式を売却していきます。株価が上昇し信託終了時に持株会信託内に利益がある場合には、従業員に金銭が分配されます。なお、当社は持株会信託が当社株式を取得するために行った借入れについて保証しており、信託終了時に借入債務が残っている場合には保証契約に基づき当社が弁済することになります。

会計処理については、期末における持株会信託の資産及び負債を当社の貸借対照表に計上し、持株会信託が保有する当社株式については、持株会信託の帳簿価額で純資産の部の自己株式に計上します。持株会信託における利益は、将来精算されることになる仮勘定として負債に計上します。持株会信託が損失となる場合は、将来精算されることになる仮勘定として資産に計上した上で、信託終了時に借入債務が残ることが見込まれるときは引当金を計上します。

期末に貸借対照表に計上した持株会信託の保有する当社株式は、前事業年度6,911百万円(1,946千株)、当事業年度3,959百万円(1,115千株)、持株会信託における借入金は、前事業年度6,826百万円、当事業年度2,880百万円です。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したものを除く。)

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	9,154	9,785
長期金銭債権	1,043	793
短期金銭債務	5,976	6,315
長期金銭債務	812	888

2. 保証債務

子会社の金融機関からの借入金や為替予約について保証しており、保証極度額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
ASG Group Limited	—	4,899
日本智明創発ソフト(株)	—	1,700
その他子会社	374	427
計	374	7,026

3. 訴訟

当社は、平成27年4月30日付で日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)から訴訟の提起を受け、現在係争中です。

同社は、全国の郵便局等を結ぶ通信ネットワークを新回線へ移行するに当たり、ソフトバンク(株)に対し回線サービスの調達・保守業務を、当社に対しネットワークの移行管理・調整業務を、発注しました。この新回線への移行が遅延し損害を被ったとして、日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)は、ソフトバンク(株)及び当社に対し、16,150百万円を連帯して支払うよう求めています。

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

(単位：百万円)

		前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
営業取引による取引高	売上高	62,203	66,601
	仕入高	40,286	41,871
営業取引以外の取引による取引高	収益	228	1,882
	費用	11	13

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	5,668	8,068	2,399
計	5,668	8,068	2,399

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	64,313
関連会社株式	1,535
計	65,848

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	5,668	8,432	2,763
計	5,668	8,432	2,763

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	79,254
関連会社株式	5,182
計	84,437

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金繰入額	4,589	5,232
未払事業所税	111	112
未払事業税	418	1,027
退職給付引当金	5,818	5,996
減価償却費等	5,972	6,261
少額固定資産費	162	235
進行基準調整額	538	127
投資有価証券評価損等	2,000	2,007
オフィス再編費用	827	1,784
信託型従業員持株インセンティブ・プランの分配額に係る税効果	0	0
その他	2,344	2,728
繰延税金資産小計	22,783	25,514
評価性引当額	△2,081	△2,134
繰延税金資産合計	20,702	23,379
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△14,320	△12,337
特別償却準備金	△64	△47
固定資産圧縮積立金	△367	△367
前払年金費用	△10,012	△12,021
繰延税金負債合計	△24,764	△24,774
繰延税金資産(△負債)の純額	△4,062	△1,394

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8	—
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3	—
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.0	—
特別税額控除	△1.7	—
将来の解消見込みが不明のため一時差異を認識しない投資有価証券評価損等の発生・解消	△0.2	—
その他	△0.1	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.8	—

(注) 当事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しています。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、平成30年4月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 7,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合 2.93%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 30,000百万円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成30年5月16日から平成31年2月28日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け
(自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け(ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。)) |

(注) 自己株式には、N R I グループ社員持株会専用信託が保有する当社株式を含めていません。

3. 有価証券報告書提出日の属する月の前月末現在における取得状況

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 709,500株 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 3,879,604,998円 |
| (4) 取得期間 | 平成30年5月16日から平成30年5月31日まで(約定ベース) |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	57,643	5,547	2,232	3,425	60,957	25,906
	信託建物	—	8,479	—	169	8,479	169
	構築物	730	5	—	40	736	281
	機械及び装置	22,093	1,525	5,165	2,604	18,454	14,161
	工具、器具及び備品	19,941	2,494	1,714	2,059	20,721	13,282
	土地	5,382	1,677	—	—	7,059	—
	リース資産	9	—	5	0	4	4
	建設仮勘定	3,306	—	3,306	—	—	—
	計	109,107	19,729	12,423	8,300	116,413	53,804
無形固定資産	ソフトウェア	84,633	24,111	9,785	19,280	98,960	54,121
	ソフトウェア仮勘定	15,690	18,024	23,273	—	10,442	—
	その他	1,033	14	20	26	1,027	488
	計	101,358	42,150	33,078	19,307	110,430	54,609

(注)1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりです。

建物	横浜野村ビルの入居に伴う建設仮勘定からの振替	3,262百万円
信託建物	横浜野村ビルの信託受益権取得等	8,479百万円
ソフトウェア	金融ITソリューションの共同利用型システム等	20,536百万円
ソフトウェア仮勘定	金融ITソリューションの共同利用型システム等	14,376百万円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりです。

建設仮勘定	横浜野村ビルの入居に伴う他の有形固定資産への振替	3,306百万円
ソフトウェア	ソフトウェアの償却完了等	9,785百万円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア開発の完了に伴うソフトウェアへの振替	23,273百万円

3. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しています。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	184	89	78	195
賞与引当金	14,900	17,100	14,900	17,100
受注損失引当金	1,443	17	1,443	17

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、平成30年4月26日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案は平成30年6月22日開催の第53回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議し、決議されました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、当社株式を職務執行開始当初から直接保有させることにより対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

本制度は、(i)株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして、退任日まで譲渡制限を解除しない「長期インセンティブ株式報酬」と、(ii)中期経営計画に代表される当社の中期的な業績及び株価の上昇に向けた中期インセンティブとして、譲渡制限期間を3年間から5年間までの間で設定する「中期インセンティブ株式報酬」により構成することとします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、「長期インセンティブ株式報酬」として年額1億2千万円以内、「中期インセンティブ株式報酬」として年額2億8千万円以内とし、合わせて年額4億円以内(ただし、使用者兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、「長期インセンティブ株式報酬」として年18,000株以内、「中期インセンティブ株式報酬」として年42,000株以内とし、合わせて年60,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

また、本制度は、対象取締役のほか、当社の日本国居住者の執行役員その他の従業員(役員待遇)に対しては、同様の内容の譲渡制限付株式報酬を、当社の日本国非居住者の執行役員その他の従業員(役員処遇)及び子会社の取締役に對しては譲渡制限付株式報酬と同等又はこれに準じる条件の株価連動型金銭報酬(ファントムストック)をそれぞれ支給する予定です。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL) http://pn.nri.com/
株主に対する特典	なし

(注) 定款の定めにより、単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができません。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- | | | |
|---|---|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | (事業年度
(第52期) 自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日) | 平成29年 6月28日
関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | | 平成29年 6月28日
関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書及び確認書 | (第53期第1四半期 自 平成29年 4月 1日
至 平成29年 6月30日) | 平成29年 8月 1日
関東財務局長に提出 |
| | (第53期第2四半期 自 平成29年 7月 1日
至 平成29年 9月30日) | 平成29年10月31日
関東財務局長に提出 |
| | (第53期第3四半期 自 平成29年10月 1日
至 平成29年12月31日) | 平成30年 2月 2日
関東財務局長に提出 |
| (4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書 | (第52期第3四半期 自 平成28年10月 1日
至 平成28年12月31日) | 平成29年 4月 3日
関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書 | | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 | | 平成29年 6月28日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定(当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 | | 平成29年 7月28日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書 | | 平成29年 9月26日
関東財務局長に提出 |
| (6) 臨時報告書の訂正報告書 | | |
| 平成29年9月26日提出の臨時報告書(特定子会社の異動)に係る訂正報告書 | | 平成29年10月20日
関東財務局長に提出 |
| (7) 自己株券買付状況報告書 | (自 平成29年 7月 1日
至 平成29年 7月31日) | 平成29年 8月 7日
関東財務局長に提出 |
| | (自 平成29年 8月 1日
至 平成29年 8月31日) | 平成29年 9月 6日
関東財務局長に提出 |
| | (自 平成29年 9月 1日
至 平成29年 9月30日) | 平成29年10月 4日
関東財務局長に提出 |
| | (自 平成29年10月 1日
至 平成29年10月31日) | 平成29年11月 9日
関東財務局長に提出 |
| | (自 平成29年11月 1日
至 平成29年11月30日) | 平成29年12月 7日
関東財務局長に提出 |
| | (自 平成29年12月 1日
至 平成29年12月31日) | 平成30年 1月10日
関東財務局長に提出 |
| | (自 平成30年 4月 1日
至 平成30年 4月30日) | 平成30年 5月11日
関東財務局長に提出 |
| | (自 平成30年 5月 1日
至 平成30年 5月31日) | 平成30年 6月 7日
関東財務局長に提出 |

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| (8) 発行登録書(社債)及びその添付書類 | 平成29年11月17日
関東財務局長に提出 |
| (9) 発行登録追補書類(社債)及びその添付書類 | |
| 第4回無担保社債に係る発行登録追補書類及びその添付書類 | 平成30年 3月16日
関東財務局長に提出 |
| 第1回豪ドル建無担保社債に係る発行登録追補書類及びその添付書類 | 平成30年 3月16日
関東財務局長に提出 |
| (10) 訂正発行登録書 | 平成30年 3月 1日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月21日

株式会社 野村総合研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊 正壽 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社野村総合研究所及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社野村総合研究所の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社野村総合研究所が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月21日

株式会社 野村総合研究所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 榊 正壽 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社野村総合研究所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社野村総合研究所の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 此本 臣吾
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である此本臣吾は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社64社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

なお、金額的及び質的影響の重要性の観点から、一部の連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の連結売上高(連結会社間取引消去後)の3分の2以上を占める当社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、労務費、外注費、売掛金、買掛金及びソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断します。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 此本 臣吾
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長此本臣吾は、当社の第53期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。